



一般社団法人 オンコロジー教育推進プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 オンコロジー教育推進プロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、がん医療に携わる医療者の育成支援と、がん患者とその家族および一般生活者に対する啓発活動と情報提供を行い、がん医療の教育推進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 上記の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 各種媒体における情報提供事業
- (2) 教育・啓発セミナー事業
- (3) 専門家育成のためのプログラム開発支援事業
- (4) 海外留学支援事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会において別に定める基準により理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 社員がその資格を喪失しても、既納付の経費、入会金、会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。



(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 任意退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(任意退社)

第9条 社員はいつでも任意に退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、4名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

3 代表理事を理事長とし、執行理事のうち1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

4 各理事について、理事又は理事の配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(名誉会長)

第20条 当法人に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 名誉会長は、理事長の諮問に応じ、当法人の運営について意見を具申する。

4 名誉会長は、無給とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、執行理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は当法人の業務を執行する。

3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長、執行理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を確認する。
- (2) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (3) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、そ

の契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、執行理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 会 計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款変更および解散

(定款変更)

第40条 この定款は、総社員の過半数の出席する社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第41条 当法人は、法令の定めるところによるほか、総社員の過半数の出席する社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人の解散等により生ずる残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第43条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。

3 事務局長および職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(帳簿および書類の備付け)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を据え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 雑 則

(委任)

第45条 本定款に規定するもののほか、当法人の業務の執行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年2月28日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 井 村 裕 夫

設立時理事 井 村 裕 夫

設立時理事 佐 谷 秀 明
設立時理事 上 野 直 人
設立時理事 中 村 清 吾
設立時監事 金 谷 政 徳

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 当法人の設立時の社員の氏名、住所は、次のとおりである

設立時社員 埼玉県北本市東間二丁目315番地1

笛 木 浩

設立時社員 さいたま市中央区下落合四丁目24番8号

田 森 雅 一

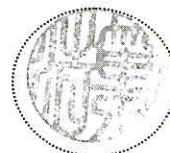
(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

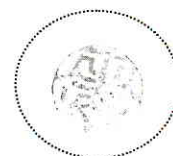
以上、一般社団法人 オンコロジー教育推進プロジェクトを設立するため、本定款を作成し、
設立時社員が次に記名押印する。

平成22年3月2日

設立時社員 笛 木 浩



設立時社員 田 森 雅 一



平成 22 年 登簿 第 92 号

認 証

この定款の設立時社員 笹木浩 及び 田森雅一 の代理人 田中太 は
本公証人の面前において、設立時社員全員が本定款における各
自の記名捺印をそれぞれ自認している旨陳述した。——

上記を認証する。

平成 22 年 3 月 2 日

東京都中央区銀座 4 丁目 10 番 6 号

昭和通り公証役場において

東京法務局所属

公証人

田中太

